

京都市火災予防条例

第6章の4 放火による火災の予防

第54条の13 市民は、放火による火災を防止するため、地域社会の一員として相互に協力し、放火による火災の予防に関する意識の向上を図るとともに、関係機関と連携して、放火されない環境づくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、前項の責務を果たすため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 屋外及び屋内のうち関係者以外の者が容易に立ち入ることができる部分に可燃物をみだりに存置しないこと。
- (2) 建築物等への侵入を防止するための措置を講じること。
- (3) 夜間に、屋外の照明を点灯することその他屋外を放火の抑止上有効な明るさに保つ措置を講じること。
- (4) 放火による火災を抑制し、又は早期に発見するための機器を設置すること。
- (5) 放火による火災の防止に係る地域における活動に積極的に参加すること。
- (6) その他放火による火災の防止に必要な措置を講じること。